

中小企業 CO2 排出量可視化促進事業  
公募型プロポーザル実施要領等に関する質問に対する回答について

2024 年 4 月 8 日受付分

NO.	質問事項		回答
	項目	内容	
1	公募型プロポーザル実施要領 4 ページ 10. について 選定方法	可能であれば、審査の観点や、配点表を開示頂きたい。 (貴市が特にどういった点を特に重視して本件推進しておられるかをより理解したい意図)	選定基準を公表します。
2	公募型プロポーザル実施要領 4 ページ 10. (4) について プレゼンテーションの実施	プレゼンテーション用の資料は、アニメーション以外は企画提案書と全く同一である必要があるか？(読んで頂くための資料と、時間の限られたプレゼンテーションで要点をお伝えするための資料では構成に差が出ることもあるためお伺いしているもの)	同一である必要はありません。
3	公募型プロポーザル実施要領 4 ページ 10. (4) について プレゼンテーションの実施	大型のディスプレイ (液晶など) ではなく、プロジェクターでの資料投影となるとの理解で宜しいか？どういった機器をご利用か、可能な範囲でご教示頂きたい。(投影環境によって見えやすい色、見えにくい色、最低限の文字サイズ等があるため、提案書における図・文字の色やサイズ選びに際して考慮したいもの)	お見込みのとおりです。 使用機材は、EPSON EB-E01 の使用を予定しています。

4	<p>公募型プロポーザル実施要領 5ページ 14. について その他</p>	<p>業務遂行における、 ①クラウドサーバーの利用やテレワークなどによる受託者事務所外のデータの外部への持ち出し ②個人情報の取り扱い ③一部業務の再委託 の3点について、実施の制限や事前届出等の様式があればご教示頂きたい。</p>	<p>実施の制限等は以下のとおりです。 ①受託事業者の情報セキュリティポリシーに従い、サービスを提供ください。 なお、業務遂行におけるデータの取り扱いについては、契約締結前の受託事業者との協議において、詳細を取り決めるものとします。 ②個人情報の取り扱いについては、「個人情報を取り扱う業務を受託しようとする事業者の皆さんへ」を確認ください。 ③②に同じ。</p>
5	<p>仕様書 1ページ 4. (1) について CO2排出量の可視化及び助言等</p>	<p>対象となる50社の募集は受託事業者が主導して実施するとの想定でよろしいか？</p>	<p>お見込みのとおりです。 但し、商工関係団体への事業 PR 等、市として協力できる部分については、受託事業者との協議の上、実施します。</p>
6	<p>仕様書 1ページ 4. (1) について CO2排出量の可視化及び助言等</p>	<p>“市内中小企業者”にこの定義ついて、 ①市内の定義として、市内に本拠が所在する事業者として解釈して差支えないか？あるいは、本拠は市外だが市内に事業所を有する企業も対象となるか？ ②中小企業者の定義は、中小企業庁の定義 (<a href="https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html">https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html</a>) と同義と解釈して差支えないか。 ③市内外に複数の拠点を持つ事業者が存在した場合、どの範囲までを本件支援の対象とするか、想定があればご教示頂きたい(1社1拠点まで、市内拠点は全て、市外拠点も含める、等)</p>	<p>“市内中小企業者”の定義は以下のとおりとします。 ①本拠は市外だが市内に事業所を有する企業も対象とします。 ②お見込みのとおりです。 ③市外拠点は含めず、市内拠点は全て対象とします。</p>

7	仕様書 1ページ 4. (3) ②について 脱炭素経営に関する政策立案	脱炭素経営に関する政策立案について、特に市が重視する内容や具体的な想定項目があればご教示いただきたい。	委託業務の結果を基に、効果的な支援策をまとめていただくため、具体的な想定項目はありません。 市では、R6年3月に第3次燕市環境基本計画に包含する形で地球温暖化対策実行計画を策定しています。市が重視する内容等については、同計画をご確認ください。 ・掲載ページの URL <a href="https://www.city.tsubame.niigata.jp/kurashi/gomi/2/1/5238.html">https://www.city.tsubame.niigata.jp/kurashi/gomi/2/1/5238.html</a>
8	<第2号様式>会社概要	常時雇用の定義を具体的にご教示いただきたい(例:正社員の人数を指すのか、社会保険料支払対象者の人数を指すのか、等)。	正社員の人数を記載下さい。
9	<第2号様式>会社概要	“業務に携わることが可能な職員”は、弊社の判断で当該事業関与させうる社内人員の総数を記載すればよいか？ あるいは何か別の定義があるか？(ご下問の意図を理解したいもの)	お見込みのとおりです。